



マレーシア、インドネシア、フィリピン、ともに政策金利を変更せず

ASEANの中央銀行3行は、ともに政策金利を据え置きました。マレーシア中銀は5月8日に開催した金融政策決定会合で市場予想通り、政策金利である翌日物金利を3%に据え置きましたが、会合後のプレスリリースでは「物価はここ数カ月落ち着いているが、長期の平均上昇率を上回っている」と警戒感を示し、タカ派的な姿勢を見せました。フラトン社は、マレーシア中銀が年末までに2度の利上げに踏み切ると睨んでいます。

インドネシア中銀も5月8日に金融政策決定会合を開催し、政策金利を7.50%、翌日物預金ファシリティ金利(市中銀行の中銀への預け入れ金利)を5.75%に据え置きました。中銀は引き続きインフレ率を低下させることと、持続可能な水準に経常赤字を抑えることに注力していくと述べています。フラトン社では、年内に通貨ルピアが再び下落圧力にさらされない限り、インドネシア中銀が利上げに動くことはないと考えています。

フィリピン中銀は、5月8日の会合で政策金利である翌日物借入金利を3.5%、同貸出金利を5.5%に据え置く一方、預金準備率を19%から20%に引き上げました。前回(3月末)会合に続く引き上げですが、昨年のマネーサプライの急拡大を念頭に置くと、さらなる引き締めがあると考えられます。テタンコ中銀総裁は「好調な国内経済のおかげで、預金準備率の引き上げを実施する余地がまだある。増大しつつあるインフレリスクや、金融システムの安定性を損なうリスクを注視していく。」と会見で述べています。中銀は2014年のインフレ率見通しを4.2%から4.3%に、2015年を3.2%から3.4%にそれぞれ引き上げました。実質金利は現在マイナス圏にあり、通貨ペソは弱含んでいます。フラトン社では、ペソ下支えのため、2014年末までに利上げがあると考えています。

タイ憲法裁判所、インラック首相に違憲判決

タイ憲法裁判所は7日、インラック政権が2011年に行った政府高官人事が職権濫用に当たるとして違憲判決を下し、インラック首相をはじめとする閣僚9人が失職しました。また、翌8日には、国家汚職追放委員会がコメ担保融資制度の導入に関して、インラック氏の弾劾請求を行うと決めたと報じられました。請求がなされれば、インラック氏は上院で弾劾裁判手続きに服し、結果いかなる場合でも今後5年間、政治活動が禁じられるおそれがあります。裁判中であれば、7月20日に予定されている総選挙にも参加できないことになります。長引く政治の混迷は投資家心理や経済活動に悪影響を及ぼしており、タイ中銀は利下げを余儀なくされる可能性があります。

マーケット情報

【アジア株式】

	(2014/5/9)	
	終値	前週比
ハンセンH株	9,685	▲ 1.20%
香港ハンセン	21,863	▲ 1.79%
インドムンバイ500種	8,531	△ 2.15%
ジャカルタ総合	4,898	△ 1.23%
マレーシア総合	1,867	▲ 0.13%
フィリピン総合	6,847	△ 1.55%
タイSET	1,377	▲ 3.10%
ベトナムVN※1	542	▲ 6.15%
韓国総合	1,957	▲ 0.15%
台湾加権	8,890	△ 0.25%
シンガポールST	3,252	▲ 0.01%

【アジア通貨(対日本円)】

	(2014/5/9)	
	終値	前週比
中国人民元	16.336	▲ 0.01%
香港ドル	13.140	▲ 0.33%
インドルピー	1.702	△ 0.00%
インドネシアルピア	0.883	▲ 0.23%
マレーシアリングgit	31.573	△ 0.94%
フィリピンペソ	2.338	△ 1.83%
タイバーツ	3.121	▲ 1.02%
ベトナムドン	48.300	▲ 0.47%
韓国ウォン	9.925	▲ 0.02%
台湾ドル	3.377	▲ 0.24%
シンガポールドル	81.560	△ 0.02%

出所:ブルームバーグ

※1 ベトナムは4月30日~5月2日が休場のため、4月29日と比較。

※ アジア通貨は全て(アジア通貨/日本円)の為替レートであり、前週比のプラスはアジア通貨の対日本円での上昇、マイナスはアジア通貨の対日本円での下落を表します。

※ インドネシアルピア・韓国ウォンは100倍、ベトナムドンは10,000倍で表示しています。



投資信託の主なリスク

投資信託は、主に国内外の株式や債券、その他の有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、また外貨建資産に投資する場合には為替の変動等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は、投資対象資産の種類や投資制限、投資市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面等をよくご覧下さい。

お客様にご負担いただく主な費用

ご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 申込時に直接ご負担いただく費用……申込手数料 上限 3.675% (税抜き 3.50%)
※消費税率が 8% になった場合、上記の 3.675% は 3.78% となります。
- 換金時に直接ご負担いただく費用……信託財産留保額 上限 0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用……信託報酬 上限 2.31% (税抜き 2.20%)
※一部のファンドについては、運用成果等に応じて実績報酬をご負担頂く場合があります。
※消費税率が 8% になった場合、上記の 2.31% は 2.376% となります。
- その他費用……上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。当該費用は運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記に記載しているリスクや費用項目は一般的な投資信託を想定しています。

費用の料率につきましては当社が運用するすべての投資信託のうち最高の料率を記載しています。手数料の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資に当たっては、目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

投資一任契約の主なリスク

投資一任契約資産の運用においては、主に国内外の株式や債券、その他の有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、また外貨建資産に投資する場合には為替の変動等の影響により、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、組入有価証券の下落等により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、契約資産毎に、投資対象資産の種類や投資制限、投資市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、投資一任契約の締結に当たっては契約締結前交付書面等をよくご覧下さい。



投資一任契約においてお客様にご負担いただく主な費用

投資一任契約に係る費用は、契約資産の金額、投資対象、運用方法、契約期間等によりお客様と個別協議のうえ決定させていただきます。そのため、投資一任契約に係る費用の合計額については、事前に表示することができません。

- 契約の期間中にご負担いただく費用：……投資顧問報酬をご負担いただきます。適用する料率等は、投資対象資産、契約資産残高、契約内容等に応じて異なりますので、料率、上限額等を表示することはできません。
- その他費用……上記以外にご負担いただく費用(有価証券の売買委託手数料や有価証券の保管等に係る諸費用等)があります。これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、投資一任契約に基づき投資信託を組入れる場合は、組入れた投資信託に係る信託報酬、信託財産留保額、その他の費用(監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、有価証券の保管等に係る費用等)をご負担いただきます。なお、当社が設定・運用する投資信託を組入れた場合は、必要に応じて投資顧問報酬の調整を行います。

詳しくは契約締結前交付書面等でご確認ください。

当資料に関してご留意いただきたい事項

当レポートはマーケット情報の提供を目的として、アストマックス投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当レポートはフラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド(フラトン社)の作成した“THE FULLERTON WEEKLY”を参考にしております。レポート中の市場見通しや投資戦略等は、特に断りのない限りフラトン社の見解を示しています。

当レポートは、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当レポート中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。

アストマックス投信投資顧問株式会社の事前の承諾なく、当レポートの内容を転載または複製することはご遠慮ください。



アストマックス投信投資顧問株式会社

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-10-2 東五反田スクエア 5 階

商号等： アストマックス投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 387 号

商品投資顧問業者 農経(1)第 21 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／日本商品投資顧問業協会